

現場から問題をとらえ、課題と可能性を 探る

白木沢旭児
光本 滋

一 分科会の概要

(1) 教育大学の改革の矛盾と可能性

第19分科会では、2日間にわたり7本のレポートが発表され活発な討論が行われた。

1日目には北海道教育大学をめぐる深刻な事態が明らかになった。「教育大学で進行している大学改革という名の改悪」(佐々木胤則・北海道教育大学札幌校)では、教職員の意向投票で構成員の過半数の支持を得ていない学長が、文科省の方向性に従いさまざまな改革を行っていることが報告された。教員人事においては小中学校の現職経験を持つ教員の割合を高める、あるいは3、4年で再審査を要するテニユア・トラック制導入な

どであり、ミツシヨンの再定義にあたっては教員免許を課さない新課程の廃止や大学院教育科学研究科を廃止して教職大学院に集約することが求められている。これらはいずれもこれまで培ってきた教育大学の教育研究を大きく変容させるものである。

「北海道教育大学における『大学改革』」(木戸口正宏・北海道教育大学釧路校)は、現在の五分校体制を複数学部に改組する改革案(平成26年4月から)を紹介した。複数学部構想は各地域の教員養成に対する強い要望を無視したもので、五分校の教職員の合意も得られず、課題が多いことが明らかにされた。現執行部の「強権的」大学運営の実態についても、たとえばテレビ会議によるテニユア・トラック制の説明会の際に批判的意見を述べる発言では音声が切られた(抗議を受け復旧)などの生々しい実態が報告された。

教育大学で学んでいる立場からの報告が「ある教職大学院生の報告」(北海道教育大学釧路校教職大学院で学んで) (中島太郎・網走桂陽高校)である。教職大学院の院生には現職教員とストリートマスター(正規採用教員となっていない、あるいは合格後登録延長制度の適用を受けた30歳代前半の者が多い)の二つのタイプがいること、授業は札幌校・旭川校・釧路校で、平日夜、土曜午後の時間帯に行われるので、現職教員にとつて参加しやすい配慮がなされていること、などが指摘され、報告

者は小中高の教員同士やストレートマスターとの交流から得られた刺激を高く評価した。

(2) 技術職員から見た大学の課題

1日目の最後は「地域貢献事業の後ろ姿」(宮本■ ■・室蘭工業大学)で、技術職員の立場から大学の社会貢献の実態及び問題点を明らかにした。室蘭工大では、公開講座、サイエンススクール、「ロボコン」など小学生を含む若男女すべてを対象とした多彩な企画を多数行っている。参加した市民の反応はよく、有意義なものが少なくないが、実施する教職員には事実上のノルマとなっており多大な負担がかかっていることが明らかにされた。

ここで、教育大改革問題、教職大学院の実情、室工大の社会貢献に分けて討論が行われた。教育大学改革では、二転三転する文科省の政策とそれに追隨する大学執行部の問題が鮮明になったといえるだろう。教職大学院の実情をめぐっては、現場の判断で制度を柔軟に運用していることが学生からの高い評価につながっていることがわかった。室工大の社会貢献については、他大学の状況も出し合う中で、室工大が国立大学の社会貢献分野ではトップクラスにあること、今後ますます評価に対応したエビデンス(数値的な証拠)が求められること警戒するべきだ

ろう、との意見が出された。

2日目もひきつづき、「室蘭工業大学における技術職員の継承」(松本■ ■・室蘭工業大学)と題する報告が行われた。室蘭工大では長年技術職員の退職者の不補充が続けられた結果、人員減少と年齢構成のアンバランス(大半が40歳以上)を生じている。技術職員の所属組織である技術部は4グループから2グループに再編され、昇級を阻害しないような条件の見直しも行っている。このような中で、退職者の技術の継承、担当する機器の拡大に加えて、パソコンサポートなど共通業務の確立、地域貢献など、技術部そのものの必要を教員・事務職員に理解してもらおうための努力が続けられている。研究室に引きこもるのではなく、何をやっているのかをアピールするような方向へと、技術職員の仕事と意識改革が求められているという。

この報告に関して、技術職員の担う業務が個別研究室のものから横断的・全学的なものへとシフトする状況は北大のような大規模大学にも見られることが話題になった。大学院生、博士(研究員、教員の状況の変化との関連を視野に入れながら、各大学の技術職員の実態の解明をすすめていく必要がある。

(3) 道内学生の経済実態

つづいて、「北海道内私大学生の父母世帯における家計(所

得)の現状と変化」(片山一義・札幌学院大学)の報告が行われた。学生の家計状況を日本学生支援機構の奨学金資料に基づき分析したもので、文部科学省「学生生活調査」等のアンケート調査より正確・客観的に家計実態を把握することができる。

対象とされたA大学では、入学者に占める「経済的理由により修学に困難がある」(日本学生支援機構法²³条)世帯の割合は55.3%~63.6%に達する。この数字は5年前の割合の2倍近くになる。対象を在籍学生総数に拡大すると、「修学困難」学生の割合は約50%である。これは、支援機構奨学金の全国の四年制大学貸与者の割合を10ポイント上回る。「修学困難」世帯の中でも、「認定所得額」(年間給与所得額から控除額を引いたもの)が0円(入学者世帯数の半数近くと推測される)やマイナスなど非常に低いものの割合も10年前より増加している。「認定所得額」がマイナス50万円付近の世帯(入学者世帯数の4分1強と推測される)の家計は生活保護受給世帯に近い状態にあると推測されるという。

討論では、入学者の家計状況に大学間で大きな格差があることが話題になった。大学の裁量で奨学金を設けたり、授業料免除を行う制度には限界がある。高等教育費の負担構造の根本的な改革へとつながるような、家計と生活実態の把握、その他の財政研究が求められている。

(4) 「到達度テスト」導入問題

最後の報告は「大学改革と到達度テスト導入・センター試験廃止問題」(光本 滋・北海道大学)であった。共通テスト導入を中等教育・高等教育再編のトリガーにしようとする動きが急速に進んでいる。まず、後期中等教育段階の到達目標により高校生を大きくふるいかけ、続いて、多国籍企業の要求を背景に、大学等への進学者を(能力)により選別していくこととするものである。予備校・テスト会社など教育産業も、一大市場を拓くものとして新たな試験制度の出現を期待する。高校生の学力把握を目的とする「到達度テスト」が導入されれば、高校卒業を大学入試資格としている現行の学校制度の基本が崩れることになる。そのことは後期中等教育の共通性が失われるということでもある。大状況を見すえながら、高校・大学で保障すべき教育と学力の質とは何なのかについて横断的に検討・研究する場をつくる必要がある。

一一 来年度の課題

分科会の参加者数は、1日目が20名、2日目が10名であった。毎年、高校からの報告が行われるようになり、分科会の趣旨にふさわしい議論をすることのできる条件が整ってきた。ひきつ

づき、進行する大学改革の問題を、学生の学習・生活、大学の教育・研究と教職員の労働、地域社会の状況などの実態との関係から検討し、「国民のための大学づくり」の課題を探っていきたい。